

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

○情報提供

- ・厚生大臣閣議後記者会見概要（H12.10.20（金））
- ・第1回介護保険推進全国サミット「西伯宣言」

○特別徴収対象被保険者の資格喪失に係る年金保険者への通知 について

（合計 本紙含め7枚）

vol. 88

平成12年10月23日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。

10月20日、津島雄二厚生大臣の閣議後記者会見において、介護保険料の減免に関するやりとりがありましたので、その概要について情報提供いたします。

また、やりとりの中で引用されている要望書（第1回介護保険推進全国サミットにおいて採択された「西伯宣言」）についても、あわせて情報提供いたします。

平成12年10月23日
厚生省老人保健福祉局介護保険課

厚生大臣閣議後記者会見概要

(H12.10.20 (金))

【介護保険料関係部分】

(記者) 介護保険の保険料の徴収が始まって一週間になり、年金からの天引きも始まって一般徴収も始まっているが、繰り返しになるが、こうした中で一部の自治体で独自の減免措置をとっている所もあるように聞くが、独自の減免措置についてのお考えと、自治体によってはその減免によって生じた欠損分を国庫財源、例えば一般財源から出してくれないかという意見もあるように聞くが、その辺りのお考えをお聞かせいただきたい。

(大臣) 先日、いわゆる介護サミットが開催され、地歴の最中に米子で三千人ぐらいお集まりになった。そこで検討されて意見をとりまとめられた要望書(別添参照)を持って、昨日、代表がおいでになった。この方々は、全国の市町村の中でも特に介護に熱心な方々のお集まりであったけれども、今おっしゃったようなことは極力慎重にやろうではないか、やっぱり介護保険の本旨というものはそれぞれの地域でお互いに助け合うということの基本とするものであり、保険料を特に減免するということは他の方がそれを負担するという話であるから、やはりこの制度の本旨、そしてこれからの日本の地域社会の在り方として、安易にそれに流れないようにしようと思っている。だから、国においても一つそういうことでしっかりやって欲しいというご激励をいただいた。

(記者) 重ねてご確認だが、厚生省としては独自の減免措置をとるのは望ましくないという考え方が。

(大臣) 何度も答弁しているとおりであり、制度の本旨に従った運用をやるのが基本であり、そういうことをやるのが他の方の負担に繋がるということをお我々は忘れてはならない。

(記者) 引き続きになるが、自治体によっても減免措置をとらないとやっていけないという意見もあるように聞くが、そういうことは厚生省としてはどう考えているか。

(大臣) その意見が意見の大勢になっているとは、私は認めていない。だから昨日おいでになった沢山の自治体の代表、しかも介護の熱心な方の代表の言葉を借りてご答弁を申し上げた。

昔は、高度成長の時には、できるだけいいことをしてあげることが望ましい政治だという時代はあったが、やはりこれからは、これだけの高齢社会を支えていくためには、お互いに少しずつでもいいから助け合うということがなければ、この国は保たないと思っている。もちろん非常に厳しい状況にある方々に対する思いやりとか配慮とかいうものは、忘れてはならないと思っているが、基本はやはり、みんなで助け合うということだと思う。

(7)

(別添)

平成12年10月19日

厚生大臣
津島雄二様介護保険推進全国サミット実行委員会
委員長 鳥取県西伯町町長
坂本昭文

第1回介護保険推進全国サミット「西伯宣言」

去る10月6日(金)、鳥取県西伯町において、自治体首長・職員、福祉・医療関係者、ボランティア、住民など、およそ3000名が参集し、第1回介護保険推進全国サミット(第7回全国在宅ケアサミット改称)を開催、「西伯宣言」を採択しましたので、お届けいたします。

なお、「西伯宣言」の採択後、パネルディスカッション「介護保険の住民自治・地方自治」の進行中、鳥取県西部大地震に見舞われ、残された日程はすべて中止のやむなきに至りましたことを申し添えます。

西伯 宣言

10月から、高齢者の第1号保険料の徴収が始まった。私たちは、この保険料をより質の高い介護サービスを提供する財源として、大切に生かしていきたい。

介護保険料は全国平均で2900円。これは複合型訪問介護の1回分に相当する。40歳以上の国民全員が、介護を必要とするお年寄りに1人月1回は訪問介護サービスを提供する。介護保険は、そうした連帯のシステムにほかならない。この連帯のシステムは、住民が育て上げ、市町村が運営していく自治のシステムでもある。

しかるに、保険料徴収を前に、安易に公費を投入して低所得者の保険料減免を行おうとする市町村が一部に見られる。これでは、みんなで介護を支えるという介護保険の理念が生かされない。保険料の負担は、誰もが要介護高齢者支援のシステムに参加するという連帯の証である。「自分は助け合いの仲間には参加しない」という住民はいるのだろうか。きちんと説明すれば、自分たちの問題は自分たち自身が解決し、そのための負担を引き受けるという責任ある姿勢をみんな見せてくれる。そう私たちは信じている。

もちろん、低所得者の負担軽減は重要な課題であり、これに正面から取り組む努力を、私たちは惜しむものではない。しかし、その方法は公費投入であってはならない。介護保険は、みんなが助け合う自治システムである。保険料の軽減分を被保険者みんなが引き受けるのならばともかく、一般財源に転嫁するのでは、本当の自治システムとはいえない。また、赤字を一般財源で埋めるという国民健康保険の失敗を繰り返すことにもつながる。

介護保険は、社会保険として初めて生活保護受給者を被保険者とした。これは、生活保護受給者を連帯システムの一員として迎え入れ、自治システムの中での権利義務を保障したということである。低所得者への一律減免は、またしても連帯システムから低所得者を追放することにつながりかねない。

収入の少ない高齢者については、介護保険は段階保険料方式を採用し、その負担割合の在り方については、市町村の権限に委ねている。これ以外の方法で低所得者に配慮する場合であっても、原則17%の保険料総額の持ち合い方を、地域の実情に応じて種々工夫するというのが、自治の原則にかなうものではないだろうか。

介護保険料の減免が、あたかも地方自治、地方分権の問題のごとく語られていることを、私たちは悲しむ。自治事務たる介護保険は、市町村の責任によって運営されることは当然のことであるが、市町村長の人気とりや住民の責任放棄であってよいはずがない。自己決定、自己責任、自己負担は、介護保険の理念でもあるが、同時に地方自治の理念でもある。自治の理念を欠いた分権に何ほどの意味があるだろうか。

今、地方自治の名において競うべきことは、提供される介護サービスであり、各市町村は、地域の実情に応じて、サービス提供をいかに工夫していくかという点で切磋琢磨すべきである。

21世紀、わが国は世界でも経験したことのない超高齢社会を迎えることになる。行政に依存する体質を残せば、後代に大きなつけを残すことになり、自分の責任を放棄した要求は、社会保障制度を崩壊に導くだろう。

介護保険は、高齢者自立支援を掲げた。しかし、いま市町村にも自立が問われ、住民にも自立が問われている。来年10月の保険料完全徴収の前に、減免の動きが広がれば、介護保険の連帯と自治の精神が失われていく。

私たちは、西伯町で開催する介護保険推進全国サミットの場において、連帯と自治という介護保険の基本理念をいま一度確認したい。そして、この理念を堅持し、質の高い地域ケアシステムを創り上げていくことを約束する。

介護保険は、行政と住民のパートナーシップによって育てられる。
みんなの参加で、介護保険を成功させよう。

2000年10月6日

介護保険推進全国サミット参加者一同

特別徴収対象被保険者の資格喪失に係る 年金保険者への通知について

介護保険法第138条及び介護保険法施行規則第155条の規定により、市町村は特別徴収対象被保険者が資格喪失した場合、その旨を特別徴収義務者（年金保険者）に通知することとされています。

市町村からの当該通知については、本年8月より実施してきているところではありますが、喪失事由に係るコードを誤って通知されているケースが見受けられます。

つきましては、「介護保険料の年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書」に基づき、正確に通知されるようよろしくお願いいたします。

【資格喪失事由コード】

| コード | 内容 |
|-----|------|
| 01 | 死亡 |
| 02 | 転出 |
| 03 | 特別事情 |
| 04 | 適用除外 |